

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面は、お客様と当社の間で行う投資信託の取引について、その取引の概要や販売会社である当社の概要および手数料等について記載されています。

◆クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆手数料など諸費用について

| | |
|----------------|---------------------|
| ファンド名 | TORANOTEC アクティブジャパン |
| お申込手数料 | ありません。 |
| 換金手数料及び信託財産留保額 | ありません。 |

※投資信託に係る費用については説明書（交付目論見書）をご覧ください。

| | |
|-------|---|
| 取扱コース | 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。 再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合は販売会社にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 |
| お申込単位 | 分配金受取コース 10,000円以上1円単位 分配金再投資コース 10,000円以上1円単位 |
| ご換金単位 | 分配金受取りコース／分配金再投資コース 1口単位または全部 |
| 売買受渡日 | (1) お申込み お申込日の翌営業日 (2) ご換金 ご換金のお申込日から起算して5営業日以降 |

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、当社にて振替決済口座を開設することが必要となります。
- お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- お申し込みをされたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面である取引報告書を、郵送又は電磁的方法によりお客様に交付いたします。
- お取引をされたお客様には、郵送又は電磁的方法により、取引報告書のほか、取引残高報告書を、3か月（直近に取引残高報告書を作成した日から1年間、お客様との間でお取引が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日）ごとに交付いたします。

当社の概要

| | |
|-------------------|--|
| 商号等 | : TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第384号 |
| 代表者の役職氏名 | : 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン |
| 加入団体 | : 一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| 主な事業 | : 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業 |
| 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | : 当社は加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあつせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。 |
| 設立年月日 | : 平成10年7月31日 |
| 資本金 | : 5億9,430万円 |
| 本店所在地 | : 〒105-6027 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー27階 |
| お問い合わせ先 | : TORANOTEC 投信お問い合わせ窓口 |

(電話) 03-6432-0782

営業時間 : 9時～17時 (土日祝日、年末年始を除く)

ホームページ : <https://www.toranotecasset.com/>

(令和2年10月)